

愛知文教女子短期大学公的研究費の管理規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める公的研究費とは、国及び独立行政法人、地方公共団体などから交付される研究費をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(研究者等の責務)

第3条 本学において公的研究費を用いて研究を行う者及び公的研究費の使用及び管理に関与する者(以下「研究者等」という。)は、「研究者等の行動規範」を遵守し、研究を遂行しなければならない。

2 研究者等は、公的研究費を当該公的研究費が提供された目的及び提供条件に従って使用及び管理しなければならない。

3 研究者等は、公的研究費の執行状況に関し、不断の点検を励行し、必要に応じて研究計画に基づく物品納入等にかかる詳細な事由・根拠を本学に提示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 公的研究費の運営・管理を統括し、これに関する責任を果たすため、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもつて充てる。

3 最高管理責任者は、不正使用防止対策のための防止計画(以下「防止計画」という。)を策定するものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についての権限を有し、責任を負う。

2 統括管理責任者は、本部長とする。

3 統括管理責任者は、防止計画に沿って公的研究費の使用等の状況を把握するとともに、必要に応じて最高管理責任者に対して、公的研究費の使用等に関する意見を申し述べることができる。

(公的研究費に係るコンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費を使用する研究が行われる本学の学内機関に公的研究費に係るコンプライアンス推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究倫理委員会委員長とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、総括管理責任者の指示の下、公的研究費が適正に使用されるよう研究者等に対しコンプライアンス教育等の不正防止対策を行い、その実施状況を管理監督し、統括管理責任者に報告するものとする。

4 研究者等が公的研究費を適切に管理・執行しているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指示ができるものとする。

(公的研究費に係るコンプライアンス推進副責任者)

第7条 公的研究費に係るコンプライアンス推進副責任者(以下「コンプライアンス推進副責任者」という。)は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の適正な使用に対する具体的な対策を実施するとともに、コンプライアンス推進責任者に対し実施状況の報告をするものとする。

2 コンプライアンス推進副責任者は、教務課長とする。

(事務管理責任者)

第8条 事務管理責任者は、公的研究費の事務を担当する課室を統括し、公的研究費の使用・管理に関する事務手続き上の権限を有し、責任を負う

2 事務管理責任者は、事務局長とする。

(公的研究費に係る事務)

第9条 公的研究費の全学的な事務統括は統括管理責任者である本部長が行い、事務組織の各課室連携のもと事務を取り扱うこととする。

(監査)

第10条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて、最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査部門を置く。

2 内部監査部門は総務課とし、愛知文教女子短期大学における公的研究費の管理・監査体制に基づき、監査を行うものとする。

3 研究者等は、監査の実施に協力するものとする。

(監事及び会計監査人との連携)

第11条 内部監査の実施に際しては、監事及び会計監査人と連携し、実行性のあるモニタリングに努める。

(不正防止)

第12条 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することによって、研究者等の自律的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することに努める。

2 公的研究費の不正防止対策として、研究費不正防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

3 委員会は、次に掲げる委員をもつて構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) コンプライアンス副推進責任者

(4) 事務管理責任者

(5) 総務課長

4 委員会に委員長をおく。

5 委員長は、統括管理責任者とする。

(通報窓口)

第 13 条 学内外からの公的研究費の使用・管理に対する通報を受け付ける窓口を総務課におく。

2 通報窓口は、公的研究費の使用・管理に対する通報を受けたときには、通報者の個人情報に配慮しつつ、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、通報の受付から 30 日以内に通報の内容を確認し、調査の要否を判断するとともに、調査の要否及び調査が必要と認められる場合には、調査の方針等を公的研究費の提供者及び文部科学省に報告するものとする。

4 通報から調査結果の公表に至るまで、通報及び調査内容について通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしてはならない。

(調査)

第 14 条 最高管理責任者は、前条第 2 項の報告を受けたときまたは、不正使用の疑義が生じた場合には、委員会に命じて公的研究費の使用・管理に関する調査を行うものとする。

また、最高管理責任者は必要に応じて調査の対象研究者等に対し、当該公的研究費の使用停止を命ずることができる。

2 調査委員会は、前項の調査を行つたときは、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定するためには、全委員の過半数の賛成を必要とする。

3 最高管理責任者は、調査の結果を調査の対象研究者等及び通報者(匿名の通報者を除く。)、当該公的研究費の提供者、文部科学省に通知しなければならない。

4 調査は調査の要否の決定から 14 日以内を目安に開始するものとする。

5 調査に当たっては第 12 条で定める委員の他に外部有識者を半数以上含み調査委員会を構成しなければならない。

6 全ての調査委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(異議申立て)

第 15 条 公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された研究者等は、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、前条第 3 項の通知の日から 7 日以内に争う事実を記載した書面を提出することによって行うものとする。

3 最高管理責任者は、異議申立てがなされた場合、統括管理責任者に対し事実関係についての再調査を指示するものとする。

4 再調査については、前条の規定を準用する。

5 再調査の結果に対しては、異議を申し立てることができない。

6 調査委員について異議申し立ては、調査の要否の決定から 7 日以内に異議を記載した書面を提出することによって行うものとする。

7 異議申し立ての却下や再調査の開始が決定したときは、当該公的研究費の提供者及び文部科学省へ報告しなければならない。

(措置)

第16条 調査の報告(異議の申立てがなされた場合においては、再調査に係る報告をいう。)において、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された場合、最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に調査委員会が調査しまとめた内容を当該公的研究費の提供者及び文部科学省へ当該事実を報告するとともに、当該事実の公表、公的研究費の返還及び懲戒等に必要な措置等をとらなければならない。また、当該公的研究費の提供者の求めに応じて、関係資料の提出または閲覧、現地調査に協力するものとする。

2 期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を当該公的研究費の提供者及び文部科学省へ提出するものとする。

3 公表する調査結果の内容は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(文部科学大臣 平成26年2月18日改正)の付属資料1「報告書に盛り込むべき事項」に沿って作成するものとする。

(権利利益の保護)

第17条 最高管理責任者は、公的研究費の不適正な使用の事実がないと認定された研究者等について、その名誉その他の権利または利益を回復するために必要な措置をとるものとする。

2 公的研究費の不適正な使用の事実がないと認定された研究者等は、最高管理責任者に対して、前項に定める措置をとるよう求めることができる。

(補則)

第18条 本規程の定めがない事項については、法令及び学内諸規程等に基づくものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改正は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。